

久留米市土地評価価格形成要因調査業務公募型プロポーザル実施要項

1. 目的

本要項は、「土地評価価格形成要因調査業務」に係る契約の相手方となる事業者の選定にあたり、公募型プロポーザルの実施方法等、必要な事項を定める。

2. 業務概要

- (1) 業務名 土地評価価格形成要因調査業務
- (2) 業務内容 久留米市固定資産税・都市計画税算定の為、市内の全路線について、机上調査及び現地調査を併用して、価格形成要因諸事項について調査し、データ及び図面に整理するもの（詳細は「土地評価価格形成要因調査業務仕様書」のとおり）
- (3) 業務期間 契約締結日から令和2年3月31日まで
- (4) 業務場所 久留米市全域

3. 予算額

見積額の上限は21,364,000円（消費税額及び地方消費税額を含まない。）とする。

4. 実施形式

公募型

5. スケジュール

項目	日程
実施要項の交付	4月26日（金）
質問書の提出期限	5月9日（木）17時15分（必着）
質問書に対する回答	5月15日（水）までに回答
参加意向申請書の提出期限	5月20日（月）17時15分（必着）
提案書の提出期限	5月27日（月）17時15分（必着）
プレゼンテーション	6月5日（水）【予定】
審査結果通知の送付	6月中旬
契約締結	7月上旬

6. 参加資格

プロポーザルに参加できる者（提案者となろうとする者）は、企画提案書の提出締め切り時点で、次に掲げる要件の全てに該当する者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当しない者であること。
- (2) 久留米市から指名停止措置を受けてないこと。
- (3) 国税（法人税又は所得税及び消費税をいう。）を完納していること。
- (4) 参加申込者の所在地の区分に応じ、次に定める地方税等を完納していること。
 - ・久留米市内：県税、市税及び国民健康保険料（個人事業主に限る。）
 - ・久留米市以外の福岡県内：県税
- (5) 手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされて

いる者でないこと、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと、又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
- (8) 現に、プライバシーマーク又はISMS・ISO27001を取得していること。
- (9) 平成22年度以降に、地方公共団体と固定資産税に関する業務の受託実績を有していること。
- (10) 単独で対象業務が行えない場合は、適正な業務を遂行できる共同事業体（対象業務を共同して行うことを目的として複数の民間企業者により構成される組織をいう。以下同じ。）として参加することができる。その場合、参加意向申請書提出時までに共同事業体を構成し、代表者を決め、他の者は構成員として参加するものとする。また、共同事業体の構成員は他の共同体の構成員となり、又は、単独で参加することはできない。なお、共同事業体の代表者及び構成員は、共同事業体結成予定書を作成し、提出すること。

7. 質疑・応答

(1) 質問方法

本プロポーザルの実施要項及び仕様書等に関する質問については、質問書（様式第1号）を電子メールに添付して、「16. 問い合わせ先」あてに送信し、着信確認の電話連絡をすること。郵便、FAX、持参も可。電話又は口頭による質問は受け付けない。また、質問期限以降の質問や回答に対する再質問は、一切受け付けない。郵便の場合、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法によること。

(2) 期限

令和元年5月9日（木）17時15分まで（必着）

(3) 回答方法

令和元年5月15日（水）までに、質問書（様式第1号）に記載したメールアドレスあてに電子メールで回答する。また、必要に応じて市ホームページに掲載する。

8. 参加申込の手続き

(1) 提出書類

本プロポーザルへの参加を希望する者は、実施要項、仕様書及び関係法令等の各規程を理解した上で、次の書類を提出すること。

- ア 参加意向申請書（様式第2号）
- イ 会社概要書（様式第3号）
- ウ 参加資格に係る申立書（様式第4号）
- エ プライバシーマーク等の取得証明書類
- オ 役員等調書及び照会承諾書（様式第5号）
- カ 登記事項全部証明書（個人の場合、身分証明書）
- キ 納税（滞納なし）証明書
- ク 委任状（支店等に参加手続き等の委任を行う場合）

※本市の名簿登録者の場合、オ、カ、キ、クは不要。

※カ、キは参加申込期限から3ヶ月以内に発行されたものに限る。

[納税等証明書]

申請者区分に従って法人・個人別に○または△がついている証明を提出。

入札等権限を委任する場合、申請者区分は、**受任者の営業所の所在地**で考えること。

申請者区分			税区分		証明書 発行所	法人	個人
市外 (県外)	市外 (県内)	市内・ 準市内		税目			
○	○	○	国税等	法人税、所得 税、消費税及 び地方消費税	所轄 税務署	国税に未納が ない証明 (納税証明書その3の3)	国税に未納が ない証明 (納税証明書その3の2)
—	○	○	福岡県税	法人事業税、 個人事業税	福岡県税 事務所	福岡県税に 未納がない証明	福岡県税に 未納がない証明
—	—	○	久留米市税	法人市民税、 市県民税、 固定資産税、 軽自動車税	久留米市	久留米市税に 滞納がない証明	久留米市税及び 国民健康保険料 に滞納がない証 明
—	—	△	久留米市国 民健康保険	国民健康保険	久留米市	不要	

(例1：市内・法人の場合、「国税等」「福岡県税」「久留米市税」の証明を提出)

(例2：県外の営業所で申請される法人の場合、「国税等」の証明を提出)

(2) 提出期限

令和元年5月20日(月) 17時15分まで(必着)

(3) 提出方法

持参又は郵送にて提出すること。持参の場合は、土日祝日を除く8時30分から17時15分までに提出すること。郵送の場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、(2)に記載する提出期限内に到着したものに限り受け付ける。郵便事故等については、市はその責めを負わない。

(4) 提出先

「16. 問い合わせ先」に記載する担当窓口

9. 企画提案書及び価格提案書の作成方法

(1) 企画提案書の形式

- ア 表紙 「土地評価価格形成要因調査業務企画提案書」と記載。
- イ 様式 原則A4版縦型・長辺綴じ
※表やイメージ図を記載する場合はA3版折込みも可とする。
- ウ 文字 フォントサイズ10.5ポイント以上・横書き
- エ 提出部数 10部(正1部、副9部)。副9部は会社名を除く。
上記のほか、提案書の電子データをCD-Rに格納し1枚提出。
- オ 制限枚数 表紙を除き、20ページ以内とする。

(2) 構成とポイント

- ア 提案書は、次ページの表に示す構成とすること。
- イ 提案のポイントに留意し、文章で簡潔に記載すること。
- ウ 文章を補完するためにイメージ図又は図面等を使用して差し支えない。ただし、制限枚数の範囲に収めること。
- エ 提案書中には会社名が判別できる記載を行わないこと。

	構成	ポイント	配点
1	業務運営体制	要因調査業務に対する認識、基本的な考え方、業務スケジュールについて。 業務責任者の経験年数、実績。 従事者の人数、人員配置の考え方。 従事者の経験年数。	15
2	業務の提供水準	業務の実施方法、手順について。 現地調査の方法、距離要因の計測方法、価格比準表の見直し方法、次年度向け新規路線作成におけるサポート方法。	15
3	安全管理・個人情報保護	個人情報漏えい防止の方策。 従事者の安全管理の方策。 調査中のトラブル防止のための方法。	15
4	追加提案	その他、見積上限金額の範囲内において、本市資産税課の土地評価業務にとって有効な提案。	15
5	業務実績	本業務に活かすことのできる同種・類似業務実績をそのポイントとともに記載のこと。	15
6	価格提案	配点×（提案価格のうち最低価格/自社の提案価格）	25
合計			100

(3) 価格提案書の形式

- ア 様式 価格提案書（様式第6号）を使用すること
- イ 提出部数 1部

(4) 提出期限

- 令和元年5月27日（月）17時15分まで（必着）
- ※提出方法、提出先は参加意向申請書と同様

10. 審査方法

企画提案書等については、プレゼンテーションの実施後に、本プロポーザル審査委員会が審査する。

- (1) プレゼンテーション実施日
令和元年6月5日（水）【予定】

- (2) 実施場所
企画提案書を提出した者に対して別途通知する。

- (3) 提案時間 30分
- (4) 質疑応答 10分
- (5) 参加人数 5人以内
- (6) 留意事項

ア パソコンの画面等をスクリーンに投影する方法で提案説明を行う場合は、久留米市が準備したプロジェクター及びスクリーンを利用すること。パソコンは提案者が用意すること。

イ プレゼンテーションにおいて、会社名が判る口頭での説明や、画面上での会社名の記載は行わないこと。

11. 候補者の選考方法

- (1) 失格者を除いた者のうち、総合点が最も高い者を契約の相手方の候補者として選定す

る。ただし、適切な提案がない場合には、候補者を選定せず、プロポーザルの手続きを中止するものとする。

- (2) 最高点の者が複数の場合は、価格提案の金額が最も安価な者を契約の相手方の候補者として選定する。

1.2. 審査結果

- (1) 通知方法 プレゼンテーション審査を行った全ての者に文書にて通知する。
- (2) 通知時期 令和元年6月中旬

1.3. 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

- ア 参加資格要件を満たしていない場合又は満たさなくなった場合
- イ 提出書類に虚偽の記載があった場合、または提出書類に不備があった場合
- ウ 実施要項で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- エ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- オ プレゼンテーションを正当な理由なく欠席した場合
- カ 価格提案書の金額が3. 予算額を超過した場合

1.4. 情報公開及び提供

市は提出された企画提案書等について、久留米市情報公開条例（平成13年9月28日条例第24号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。

ただし、法人等の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合がある。また、本プロポーザルによる契約締結前において、公正又は適正な候補者選定に影響が出る恐れがある情報については決定後の開示とする。

1.5. その他

- (1) 参加辞退の場合
書類提出後、都合により参加を辞退することになった場合は、速やかに書面（様式は任意）により、「1.6. 問い合わせ先」に提出すること。
- (2) 提出書類
ア 提案書の提出は、1社につき1案とする。
イ 提出されたすべての書類は返却しない。また、提出後の差し替え及び追加、削除は認めない。
ウ 提出された書類は、提出した者に無断でこのプロポーザルに係る審査以外には利用しない。
エ 本提案にかかる書類作成及び提出費用など、必要な経費は全て企画提案者の負担とする。また、やむを得ない理由等により、本公募型プロポーザルを中止することがあるが、この場合、本公募型プロポーザル方式に要した費用を本市に請求することはできない。
- (3) 著作権等の権利
企画提案書の著作権は、当該企画提案書を作成した者に帰属するものとする。ただし、本市と契約に至った者が作成した企画提案書については、市が必要と認める場合には、市は、あらかじめ通知することによりその一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。
- (4) 異議申立
申請者は、本プロポーザル方式の実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
- (5) 言語及び通貨単位
手続において使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限る。

16. 問い合わせ先

〒830-8520 久留米市城南町1-5番地3

久留米市市民文化部資産税課（担当：田籠、西本）

TEL：0942-30-9012

FAX：0942-30-9753

電子メールアドレス：sisanzei@city.kurume.fukuoka.jp